定例記者会見 報道資料

平成23年4月8日 福祉医療課 ダイヤルイン0742-34-4754

医療費の助成制度の拡大について

1.「乳幼児医療費助成」を「子ども医療費助成」として対象者を拡大します。

事業名 子ども医療費助成

目 的 子どもの疾病の早期発見と治療を促進し、安心して子育てができるまちづくり を推進するため、医療費の一部を助成する。

事業の概要

- ・保険診療の自己負担金の1か月の合計額から一部負担金を除いた額を助成する。
- ・助成対象者を6歳(小学校就学前)までから、15歳(中学校卒業)までに拡大する。
- ・小学生 入院・通院診療の助成 一部負担金 通院診療 1,000 円

入院診療 2,000 円(14日未満1,000円)

・中学生 入院診療のみ助成 一部負担金 入院診療 2,000 円(14日未満1,000円)平成23年度予算額(拡大分) 126,000,000円

施行日 平成23年8月1日

手続き方法 該当者にお知らせ文書・申請用紙を送付(5月)

根拠法令 奈良市子ども医療費の助成に関する条例・施行規則

県内他市の状況 奈良県内12市で初めて拡大

2 「母子医療費助成」を「ひとり親家庭等医療費助成」として対象者を父子家庭にも拡大します。

事業名 ひとり親家庭等医療費助成

目 的 子どもの疾病の早期発見と治療を促進し、安心して子育てができるまちづくり を推進するため、医療費の一部を助成する。

事業の概要

- ・保険診療の自己負担金の1か月の合計額から一部負担金を除いた額を助成する。
- ・助成対象者を「母子家庭」に加え「父子家庭」にも拡大する。
- ・一部負担金 通院診療分500円 入院診療分1,000円(14日未満500円)平成23年度予算額(拡大分)5,225,000円

施行日 平成23年8月1日

手続き方法 該当者が申請

根拠法令 奈良市ひとり親家庭等医療費の助成に関する条例・施行規則